令和５年６月９日

各都道府県産婦人科医会会長　殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会　長　　石渡　勇

令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
に関するＱ＆Ａ（第３版）について

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて今般、標記内容について、厚生労働省関係部署より「令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するＱ＆Ａ（第３版）について」の通知がありました。関係者にご案内いただくなど、下記概要をはじめとする情報をご活用頂きますよう、よろしくお願いいたします。

各事業に関連した Q&A が掲載されています

この Q&A には、「令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に掲載されている各事業に関連した Q&A が掲載されています。

第 3 版には産科に係る記述が追加されました

第 3 版には産科などの分娩取扱い医療機関も、「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業*1」、「外来対応医療機関確保事業*2」と「外来対応医療機関確保事業*3」について、各事業の要件を満たせば補助対象となることが Q&A に追記されました。

（＊１）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業
必要な病床及び医療資器材等の整備や個人防護具の確保などを目的とする事業。都道府県及び新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があり、G-MIS 上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等を対象に、新型コロナ患者入院受入医療機関等の設備整備を支援する。

（＊２）外来対応医療機関設備整備事業
発熱患者等の診療に対応する医療機関を確保し国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とした事業。都道府県及び新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある外来対応医療機関を対象に、外来対応医療機関の設備整備を支援する。

（＊３）外来対応医療機関確保事業
感染症法上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していくため、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の支援を行う事業。都道府県、市区町村並びに令和５年３月 10 日以降に新たに外来対応医療機関（令和５年５月７日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和５年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関に対し、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の整備を支援する。
※各事業の詳細は「令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要項」をご参照ください

「令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するＱ＆Ａ（第３版）について（事務連絡）」の取扱い期限について

この事務連絡の内容は令和５年５月８日以降９月末までの取扱いとされています。

【通知等一覧】
（資料１）「令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するＱ＆Ａ（第３版）について」（事務連絡　令和５年６月１日　厚生労働省医政局医療経理室・厚生労働省健康局結核感染症課・厚生労働省健康局予防接種担当参事官室）
（資料２）「「令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の一部改正について」（令和５年５月８日　厚生労働省厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬･生活衛生局長）*実施要項が後半部分に掲載されています